



時間単位の年次有給休暇制度、育児短時間勤務制度を取り入れている丸久建設。子育てと仕事を両立しやすい、柔軟な職場環境について社長の右腕である徳富頼江取締役(58)に話を聞きました。

制度を活用するにあたっての思いは

これからは誰もが子育てをしながら働きやすく、さらにステップアップできる職場環境が必要だと強く考えていました。ランチミーティングなどで従業員の希望も聞いた上

社員は家族 子育ても会社全体で支える社風

島根県では、子育てしやすい柔軟な働き方ができる事業所を増やすため、「時間単位の年次有給休暇制度」や「育児短時間勤務制度」(3歳以上・代替制度あり)を導入した事業所に対し、一定の利用実績で奨励金を支給しています(詳細は下欄参照)。

で、社長の決裁を受け申請を行いました。

導入後の効果、ワーク・ライフ・バランスについては

内勤の女性従業員3人は20、30代の子育て世代。他の従業員も含め、制度は権利として積極的に活用してもらっています。時間単位の年次有給休暇制度は子どもの病気のみならず、誕生日のために取得する場合もあり、家族と過ごす時間を大切にする優れた使い方だと思っています。

制度を利用する従業員の様子

両制度を導入したことで、「子育てと仕事は両立できる」という実感から心にも余裕が生まれ、現在、国家資格取得を目指す従業員も複数います。

従業員の声

みんな子育て

急な休みを取る場合も、朝、LINEでの連絡のみでOKなので、精神的な負担も少なく制度がとても使いやすいです。たとえ自分が休んでも、

他の従業員がカバーしてくれる安心感もあり、みんなに子育てをサポートしてもらっています。



会社横に従業員たちで元倉庫を改装した子育てスペース兼休憩所があり、子ども連れでの出社も安心

原 有華さん(30)=写真(右)
徳富綾乃さん(25)=写真(左)

有限会社 丸久建設

代表取締役:馬場清敏

住所:浜田市後野町1779-7

労働者数:12名

業種:建設業(舗装・土木工事)

活用制度:時間単位の年次有給休暇制度、
育児短時間勤務制度

「就業規則」を見直して、仕事と子育てを両立しながら働き続けることができる職場環境づくりを進めませんか。

子育てしやすい職場づくり奨励金

労働者が仕事と子育てを両立し、安心して働き続けることができる職場環境づくりに取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

奨励金

10万円 | 上限額
[1制度導入] 20万円

※1事業所につき右記支給要件のA・Iそれぞれ1回限りの申請となります。

支給要件 常勤労働者数50人未満の島根県内の事業所(本支店、営業所等)

次のA・Iの制度を令和2年4月1日以降に導入し、一定の利用実績があること

A 時間単位の年次有給休暇制度

(対象)18歳までの子どもがいる労働者

I 育児短時間勤務制度(3歳未満を除く)

代替制度:フレックスタイム制度、

始業終業時刻の繰上げ繰下げ

(対象)小学6年生以下の子どもがいる労働者



出産後職場復帰奨励金



出産後の復職に取り組む中小・小規模事業者等に奨励金を支給します。

令和2年4月1日以降に産前休業を開始した場合、新制度が適用されます

労働者数等に応じて

奨励金 10万円・20万円

令和2年3月31日までに産前休業を開始した場合、旧制度が適用されます

休業期間に応じて

奨励金 10万円・20万円・40万円

対象事業者 島根県内に本社(または主たる事業所)がある中小・小規模事業者等(社会福祉法人、医療法人、NPO法人、個人事業主なども対象です)

詳しくは最寄りの商工会議所または商工会へ、お気軽にお問い合わせください

または

松江商工会議所
TEL 0852-25-2556

島根県商工会連合会本所
TEL 0852-21-0651

島根県商工会連合会石見事務所
TEL 0855-22-3590